
令和6年度第2回北区子ども・子育て会議 議事要旨
(令和6年度第2回(通算46回)北区子ども・子育て会議)

[開催日時] 令和6年8月27日(火)午後6時30分～午後8時25分

[開催場所] 北とぴあ14階スカイホール

[次第]

- 1 開会
- 2 子ども・子育て施策等に関する報告事項
第3期北区子ども・子育て支援事業計画(案)について
- 3 その他
- 4 閉会

[出席者]

岩崎美智子	会長	石黒万里子	委員	小林宏一郎	委員
田崎 郁恵	委員	辻村 真実	委員	中村 章子	委員
我妻 澄江	委員	太田 京子	委員	柴田 重臣	委員
鈴木 将雄	委員	田邊 茂	委員	宮田 理英	委員
阿久津光生	委員	大島 幸子	委員	關口 泰正	委員
三田 理恵	委員				

[配布資料]

資料	第3期北区子ども・子育て支援事業計画(案)
参考資料1	前回会議資料(計画策定の基本的な考え方)
参考資料2	こども家庭庁資料(利用者支援事業)
参考資料3	こども家庭庁資料(新規事業)

【会長】

皆様、こんばんは。

それでは定刻になりましたので、令和6年度第2回、通算第46回目の北区子ども・子育て会議を開会いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

さて、今年度は昨年度策定されました北区子ども・子育て支援総合計画2024の策定に引き続いて、第3期北区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた検討を行っています。

前回の子ども・子育て会議において、第3期北区子ども・子育て支援事業計画の策定について、当会議に対して諮問があったと思います。今日は前回の議論などを踏まえて、さらに活発なご議論をいただければと思います。

間もなく、夏休みも終わって学校が始まります。ご関係の皆様におかれましては、引き続き、子どもたちや子育て家庭の支援が止まることのないよう、今後とも、皆様のお力をお借りしたいと思っております。

それでは、会議に先んじまして、事務局からご連絡等をお願いいたします。

【事務局】

それでは続きまして、事務局から本日の出欠状況の報告と本日お手元の配付資料の確認をします。

まず、本日の出欠確認からいたします。

本日は出席者16名、欠席者2名で、北区子ども・子育て会議の定数の過半数を超えていますので、定足数を満たしていることを報告いたします。

続きまして、本日の資料の確認をいたします。

事前送付資料になります。

まず、ホチキス留めの資料、令和6年度第2回北区子ども・子育て会議次第と書かれている資料です。

それから、同じくホチキス留めの資料、名簿、席レイアウトです。

それから、ピンク色のリーフレットですが、北区子どもの権利と幸せに関する条例の作成したものを机上に配付しています。

以上、資料の確認です。ここまでで資料の不足等ありましたらお知らせください。

それから、本日は子ども・子育て支援総合計画2024の計画冊子をお持ちいただくようご案内していますが、幾つか用意がありますので、お手元にない方がいましたら挙手をお願いいたします。

では、事務局は以上です。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、早速内容に入っていきたいと思っております。

それでは、次第の2、子ども・子育て施策等に関する報告事項ということで、第3期北区子ども・子育て支援事業計画（案）について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局です。よろしくお願いいたします。

本日お配りしていますホチキス留めの冊子に基づいて、ご説明します。

なお、後半には横になっていますが、37ページ以降は、前回少しお話ししましたこの計画改定の基礎となる考え方、これもご説明しますが、これは参考までにつけています。

先ほど会長からお話がありましたとおり、当会議の諮問ということで、第3期北区子ども・子育て支援事業計画、こちらの案をまとめましたので、こちらをご説明します。

繰り返しになりますが、この計画のときに、1年前倒しをして作ったものですが、国の機関に、平成7年度に合わせまして、改めて今回この案を作ったということで、令和7年度～令和11年度になっています。

資料をおめくりいただきまして、下のページで進めてまいります。右斜め下です。

8ページまでお進みください。それまでは変更ございません。

8ページ、人口推計。これが、令和10年までだったのを令和11年が追加されているというので、これは時点の修正になっています。

以降9ページからは、修正したところを赤くしてございますので、ご参考までにと申し上げます。

下のページ数、大きい数字でページが振ってあります。9ページ、こちらに事業ということで三つ追加されている6番、7番、8番、こちらが新たに今期で追加をするというものです。6番、子育て世帯訪問支援事業、7番、児童育成支援拠点事業、8番、親子関係形成支援事業です。

10ページから、各事業についての修正等をしているところです。

10ページ、1番、保育園認定こども園（保育利用分）地域型保育です。

今後の方向性のところですが、赤字でありますとおおり令和6年度です。令和6年4月期の保育園入所における待機児童がおおむね解消された。今年度8名まででしたが、これまで、昨年度は出ていなかったというところで、ここのところはおおむね解消されているという意味で、全く解消されていませんので、おおむねという文言をうたっているものです。

それから、これから表が続くところですが、7年、8年、9年、10年度については、前回のものを踏襲してしまして、今回、11年度を追加するという形で、基本的に考え方は変わっておりませんので、11年度分を追加しているというのが、この計画の大半の部分の修正になっています。

11年度分が追加をされているというところ。

それから、11ページになりますが、これは、11年度はもちろん追加をされているのですが、1歳と2歳を前回は一、二歳で一緒になっていた。これは国のほうも、指針のほうで分けて記載するというところを踏まえまして、0、1、2と歳児ごとに区分をしたというものです。

それで、下段の赤羽地域から始まりまして、12、13、14ページまでは、11年度の策定のときの考え方を踏襲して、追加をしているというものです。

15ページからは、幼稚園認定こども園の教育利用分になります。

こちらについても同じように、11年度を追加したというもの。16ページにまたがっ

ていますが、11年度を追加したというものです。

17ページをお願いします。

地域子ども・・・踏まえて、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期ということで、ここからは具体的な事業の中に入ってまいります。

1番の利用者支援事業です。

概要のところに赤字であります「「きたハピ☆子育てあんしんステーション」を設置し」とありまして、この米印のところで解説をしています。令和6年4月1日から、区では組織として出産・子育て支援担当部長を設置しました。保健サービス課、ここに書いてあります王子・赤羽・滝野川の各健康支援センター及び保健サービス係と子ども家庭支援センターの各組織の機関連携によりということで、これは「きたハピ☆子育てあんしんステーション」の建物として建てるというのではなくて、この組織の連携を強化して、互いに補完しながら、より効果的な施策の取組をしていくということで、機関連携という形で「きたハピ☆子育てあんしんステーション」を設置した。子ども家庭センター機能を確保していくというものです。

下段のほうに、今後の方向性というところでは。

こちらは、改めたところでは。区では、今の文章のところはほぼ同じような書きぶりになりますが、「保健サービス課（王子・赤羽・滝野川の各健康支援センター及び保健サービス係）及び子ども家庭支援センターの各組織の機関連携により「きたハピ☆子育てあんしんステーション」を設置し、「子ども家庭センター型」により、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援に取り組みます」というふうに方向性を記しました。

18ページの一番上です。「妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な場所として地域子育て相談機関（※2）の設置を推進していきます」ということで、この※2の説明ですが、地域子育て相談機関というのは、子ども家庭センターに直接相談することに抵抗のある利用者にとって敷居が低く、少し距離感の近いという意味です。物理的にもありますが、心理的にも含めて、近い距離で子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる相談機関というものを設置を推進しているというものです。

現状は確保方策の考え方のところの丸の二つ目、基本型です。

現在の子ども家庭支援センターは、令和8年度に「特定型」から「基本型」への移行を目指しということで、現在は、ごめんなさい。丸の一番上です。「特定型」になっているところを「基本型」に移していくということで、17ページのところに書いてあるのですが、地域連携というところを機能として追加していくという趣旨・・・ものです。

この下に表が幾つかありますが、一つ目の表、基本型が8年度から増えていって、19ページの一番上の特定型というのが、8年度から基本型に移行となっているというところで、現在の特定型のものを基本型に移行していくことを目指すものです。相談支援の充実に取り組んでいくというものです。

それと、18ページの一番上でお話をしました、地域子育て相談機関です。敷居が高くない、物理的にも、心理的にも近い距離で相談に応じるようなところというのが、18ページの一番下のグラフにありますとおり12か所となっています。

この12か所というのは、国の指針にありましてとおり、12・・・中学校、北区では

12 中学校。一部、小中一貫もありますが12か所というところで、それに基づいて設定をしているものです。

お進みいただきまして20ページ、21ページ、2番が地域子育て支援事業。21ページ、3番が妊婦健康診査ですが、こちらは従来これまでの計画を踏襲して、11年度を追加したというものです。

22ページ、4番、乳児家庭全戸訪問事業。こちらも同様、11年度を追加したものです。

23ページ、養育支援訪問事業です。

こちらについては、次の24ページと密接に絡むのですが、この・・・もともとはセットであったと、一つのものであったのですが、5番と6番が分かれまして、5番のほうは事業概要のところを特に変えてはいないのですが、具体的な養育に関する指導、助言を行う。養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等が具体的な養育に関する指導、助言を行うことで、家庭の適切な養育の実施を確保するというものです。

数値が全部赤くなっているというところで、これは単純に年度を足しただけではない。なぜかというところですが、量の見込みの考え方のところ、0～17となっていますが、これ前回の計画ときは11歳を想定していました。というのは、この事業の利用というのは、まさに11歳までは非常にコアな増だったというところで、そのように絞っていたところですが、国の方針等を見直す中で、実際のターゲットという、要するに幅広くというところで、見たところで17歳というところに合わせたため、数字が単純に前回よりは増えていますので、7年度以降、全て見直しをしたとなっています。

24ページをお願いします。

24ページ、子育て世帯訪問支援事業、先ほど少し申し上げましたが、この前の養育支援訪問事業からスピノフと申しますか、少し分科をしたというところで独立した事業となったもので、少し長いのですが、「家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安及び悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。単なる家事・育児の手伝いによる一時的な負担解消だけではなく、家事・子育て支援を通して、支援対象の家庭が自立して生活できるように支援対象者の環境を整えていくことを目指すものです。令和5年度まで養育支援訪問事業で実施していた育児・家事支援については、令和6年度から子育て世帯訪問支援事業へ整理されました」ということで、こちらになっているというものです。

今後の方向性ですが、児童や保護者又は妊婦からの相談や、関係機関からの情報提供・相談等により対象家庭を把握し、本事業による支援が必要な家庭にサービスが提供できるように訪問支援員、委託事業者を想定していますが、の確保に努めてまいります。

量の見込みの考え方は、各年の人口推計17歳にしてございますに、令和5年度まで、以前の養育支援訪問事業で実施していた育児・家事支援の利用実績から算出した想定利用率と平均利用日数（12日）を乗じて算出したというものです。

この12日というのは、週1回、月に4回になりますが、3か月というのは一つのメリットと申しますか、パターンになっている。週1回で月4週なので4回、掛ける3か月で12日、この1回のメリットパターンなどで、この事業を実施しているというものです。

これらを踏まえて、量の見込み、確保方策はこのように落とし込んだものです。

続きまして、7番、児童育成支援拠点事業です。

こちらは、前回の会議ときに委員のほうから、資料提供とご説明の補足をいただいたというところでございまして、少し議論をしていただいた中で、非常に事務局としても参考になったというところで、実はこの計画の策定に当たって、この事業を考える上で、まさに視察もしてまいりました。それも踏まえてということで、このような記述をしています。が、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供していくというものです。

以前お話ししたときに、児童相談所までは書かない、もしくは、例えば児童相談所から手は離れたが、なかなか家庭とのところではどうなのかとか、そういった課題を非常に抱えている。でも、そのままにしておくとし少し問題が出てくるだろうところを想定している施設で、食事の提供ですとか、当然相談というのがありますが、大きく平たく居場所です。なかなか居場所が見つからない。家庭でも、学校でも、なかなか居場所が見つからないという児童等に対する事業という位置づけということです。

前回もこの場で、例えば何か所がいいのかとか、そもそもこれをやるべきなのかどうかとか、そういったお話もいろいろいただいたところですが、区としましては、やはりこれは事業としてしっかり位置づけて、居場所ですから、その居場所づくりをしっかり進めていこうというところの意志も含めてのこのような位置づけにしたというもので、量の見込みの考え方は、各年の人口推計の17歳まで、児童なので6から始まっているのですが17歳に、子ども家庭支援センターにおいて対応している児童のうち本事業の利用が望ましい児童数の割合を乗じて算出したものです。

確保方策の利用ニーズのところ、これは非常に、これは実際に視察をした中で、実際にやっている自治体の話を聞くと、なかなか本来であればもっと入ってほしい、その施設に来てほしい、この事業に関わってほしいという児童はいるのですが、なかなか本人の意思としてはそうではないとか、そういう中で非常に苦慮しているというところを踏まえている。それが、言わば利用ニーズのところを注視するということです。

こちらも前回のときに、なかなか区で直営、要するに子どもが職員を配置してやるというのは、その場所も含めてどういうふうにしていくのか、なかなか描きづらいというところで、現時点では委託を考えているところですが、そういう中で遊休施設の活用等は、区としても場所の提供という意味ではできるということで、それも含めて、見込まれる数に対応する拠点数を確保していくと記しました。

量の見込みは、先ほどの考え方を踏まえて、このような数字となっています。

令和8年度に、現在、区で進めています児童相談所の設置、8年度末になってしまうと思いますが、そこ以降には確実に立ち上げたいと、それまで、例えばよくある事業者さん、団体さんがあったとして、取り組んでいただく中で、そういったものの事業を例えばやっていただいているのを見ながら、区としてもそういったところに委託できるのかどうかとか、そういったところも考えながら、進めていきたいと、これは考えています。

26 ページをお願いします。

8 番、親子関係形成支援事業。こちらは新規事業です。

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたプログラムを実施します。同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行うというものです。

こちらについては、今後の方向性というので、類似事業等の整備を図り、支援を必要とする家庭に広く事業へ行き届くよう令和9年度からの実施を検討してまいります。

見込みの考え方ですが、やはり人口推計の0～17歳に、子ども家庭支援センターで対応している家庭のうち本事業の利用が望ましい家庭数の割合を乗じたものということで、方策としては、定員10名程度のプログラム年3回実施するというので、このような計画になってございます。

27 ページ、9 番、子育て短期支援事業（ショートステイ）と言われるものです。

こちらは、事業の概要自体は変わりませんが、数値の見直しを同じように行ったところで、前回11歳のところを17歳にしたと。あわせて確保方策のところ、これ協力家庭ショートステイ、預かることに協力していただけるご家庭が1名という、これは見込みを含めてですが、合わせて、前は8名で算出をしていたところ、1日予定を8名で算出したところ、9名となった。1日当たりも4人ということで、一人増えています。

量の見込みについても、これらを踏まえて精査し直した中で、増えているというものです。

28 ページです。10 番、子育て援助活動支援事業、これをファミサポと呼ばれるものですが、こちらについても、利用実績を前回令和4年度にしていたものを令和5年度に実績を合わせて、実際11年度に当て込んだということで追加となっています。

29 ページ、11 番、一時預かり事業です。

こちらは、全て赤くなってございますが、これは11年度の数値を算定するに当たりまして、改めて数値の精査をしたところ、少し増えています、より対象が増えているというところで、数字のより正確性を求めたというものです。

30 ページは、こちらも就学前の部分で、11年度分の追加をしているだけということです。これはニーズ調査を求めるということで、単純に11年度ということになっていません。

12 番、延長保育事業。こちら11年度分を追加をしたというものです。

32 ページ、13 番、病児病後児保育事業。こちら11年度分の考え方を踏襲した上で11年度分の追加をした。

それから33 ページ以降、これはいわゆる放課後児童健全育成事業（学童クラブ）ですが、やはり11年度分を追加しているというものです。

以降、続いて37 ページからは、前回の資料でのサンプルとして添付したものですので、今回は、説明は割愛をします。

以上、ご説明とします。

【会長】

ご説明ありがとうございました。

たくさんのお事業がありますが、いかがでしょうか。委員の皆様から、ご質問等がありましたら。

委員、どうぞ。

【委員】

私のことによっては勘違いかもしれませんが、3ページのところ見ていただいて、令和7年（2026）と書いてあるのですが、令和7年は2025ではないのでしょうか。

あまりにも堂々と書いてあって、私が違っているかと半信半疑で今質問しているのですが。

【事務局】

大変申し訳ありません。ご指摘のとおりです。大変申し訳ございませんでした。

【会長】

ご指摘ありがとうございます。

ほかに。はい、どうぞ。

【委員】

大きい数字の17ページ、18ページ。私、ここを何回も読んだのですが、分かりにくいですね。地域子育て相談機関というのは新しくつくるんですか。例えば名称、このことを地域子育て相談機関と言っているのだと説明はどこにもないので、どこかそういう施設を作るのか、今あるものをそのように称するのか分からなかったです。

それから、特定型と基本型の違いも、私は分からなかったです。

18ページ、下の図を見ると、現在の子ども家庭センターが、今後も1か所のままで、それとは別に地域子育て相談機関は12か所というのは理解できましたけど、言葉について教えてください。

【事務局】

事務局です。説明が大変拙くて申し訳ありません。

まず最初の地域子育て相談機関、これは新たにつくるというのではなく、現状ある施設を利用していこうと考えています。

具体的に考えるとすると、現時点では児童館がいいのかと思っておりますが、どの児童館というのは学校間の中でのということもありまして、ここはどの場所というのも含めて、決めかねているところですが、少なくとも国の基準の最低12か所は満たそうという意図です。

それから、すみません、特定型と基本型です。

【事務局】

いつもありがとうございます。

利用者支援事業、基本型と特定型の違いというところについて、特定型は主に利用者支援事業に特化したスタイルというところで、基本型は利用者支援のほかに地域連携にも力を入れていくということで、利用者が継続的に利用できるような仕組みを構築していくことが求められているというところで、今現在、子ども家庭支援センター、地域連携がまだまだ不足していると自分としても感じています。

今後、地域連携についてはどのようなニーズがあるのか、よく調査・研究した上で進めていきたい、そのように考えています。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。

ほかに。

【委員】

24ページ、子育て世帯訪問支援事業についてですが、量の見込みの考え方で、各年の人口推計に、令和5年度まで養育支援訪問事業を実施していた育児・家事支援の利用実績から算出した想定利用率と平均利用日数に乗じて算出と書いてあるのですが、基本上限の日数はあるのでしょうか。もし、それがあつたのであれば、必要があつたのに、途中で打切りという結果になつているケースもあるのではないかと思つたので、そこを教えてください。

また、平均利用日数12日と書いてあるのですが、この事業概要では、「単なる家事・育児の自治体による自主的な負担解消だけではなく、家事・子育て支援を通して、支援対象の家庭が自立して生活できるように、支援対象者の環境を整える」ことが達成できるのかというのは疑問に思つます。

私どもは、地域で子ども食堂と学習支援教室、その他個別支援などで子ども支援の活動をしていますが、学校の養護の先生から紹介されて、昨年から子どもたちの家庭がとても気の毒で、見るに見かねて週2回、家事支援をしていた家庭があるのですが、祖母、お母さんのお母さんに手助けしてくれないかとアプローチして、面談などをして頼んで、祖母と母親の間を取り持つようなこともいろいろ努力して、結局10か月ぐらいで、何とかある程度めどがついたのですが、自立して生活できていない家庭を自立して生活できるようにするのはとても大変なのです。習慣はそうそう変わるものではないし、やる気が急に起きるものではないし、そういうことを週1回、3か月、12回というと月4回ですかね。そのぐらいのことで変わるような家庭は、そもそもそれほど困難を抱えていないのではないかと。

あと、その隣の児童育成支援拠点事業についてなのですが、量の見込みの考え方が、子ども家庭支援センターにおいて対応している児童のうち、本事業の利用が望ましい児童数の割合に乗じて算出とあるのですが、子ども家庭支援センターではなくて、北見相につながつている子どものほうが多くいるので、量の見込みはもっと多いのではないかと思つます。

あと、さらに虐待のほうの観点からすると、子ども家庭支援センターにつながる前で情

報をキャッチすることが必要で、それには、小学校の管理職や養護教諭との情報連携が不可欠になると思います。

現在、私どもの団体が個別に支援している小中高校生36人ほどいるのですが、そのうち、区内在住でリスクの高い家庭の子どもは12人ほどいます。中には8年近く支援している子もいて、もう量の見込みというのは毎年同数で推移するのではなく、毎年加算されていく。継続して長く付き合っていくとか、そういう伴走していくという意識を持つのが妥当ではないかと思います。

一応、ここで一回切ります。

【事務局】

今、ご質問ありました、子育て世帯訪問支援事業のほうから状況のほうをご説明します。

こちらの事業については、先ほど委員からもお話ありましたが、昨年度まで養育訪問家庭支援事業という中で家事・育児支援、それから相談に特化した支援ということで、包括的に事業として構築されていたものを今年度から養育支援訪問事業と子育て世帯訪問支援事業に切り分けて、国のほうで進めていきなさいということで構築されているものです。

こちらの量の見込みの考え方としましては、先ほどお伝えした昨年度の養育訪問家庭支援事業の中で、既の実施していた家事・育児支援、こちらについては3か月おきに、それぞれの家庭の目標を定めるところで3か月ごとにできているかということをしかりと各家庭と委託で入っているバディチームという事業者があるのですが、そちらの担当当社と振り返りを行いながら、最大6か月まで支援を継続的に行っていくというものでして、今年度、昨年度までの実績を踏まえて、量の見込み算出をしているという状況です。

しかしながら、委員ご指摘のとおり、なかなか目標がしっかりとクリアできる、できないというところについては様々な状況がございます。なるべくハードルを低く、各家庭とできることをクリアできるような目標を定めながら進めています。状況によっては、また6か月延ばしながら、継続支援に当たっている。そのようなご家庭の数としてはございます。

以上で、子育て世帯訪問支援事業については、ご説明以上になります。

【事務局】

引き続きまして、7番のこの数値の出し方なのですが、実はこれ非常に悩ましかった。どうやって出せばいいのか。まず根拠となるものがなかなかないというのがスタートでした。

先ほどお話がありましたが、児相に・・・のほうに送致されるというか、そこの案件になるもの。そこから、子ども家庭支援センターに逆に下りてくるもの。どこまでをターゲットにするのか非常に難しいというところがありまして、現時点ではこのような出し方しか出しづらいのかなとは思っていますが、一応精査をする必要もあるのかなというところも今思ったところです。

継続して増えるというお話も今いただきましたが、確かにそういった側面ある。では、どのぐらい増えるのだと言われると、その数値は本当に出しづらいというのもまた実態ですので、改めてこの数字の仕方は、これ本当にここに関しては非常に悩む。この計画の一

番悩んでいたところなので、改めて見直しというか、算定のやり方をもう一度考えたいと思います。

【会長】

ありがとうございました。
ほかにいかがでしょう。

【委員】

ありがとうございます。

25ページについては、量の見込みが32というのは低いのではないかと思うのです。うちの、滝野川だけでも、私たちが把握していない大変な家庭はもっとあると思うし、私どもが把握している子どもだけでも12人いるわけですから、これも1年や2年で終わらないのです。やはり18歳ぐらいになるまで、伴走していく必要があるかと思います。そして26ページなのですが、これは令和8年度が32で、令和9年度が33になって、一つ増えているのはどうしてかというふうに思いました。

あと、量の見込みの考え方に、子ども家庭支援センターにおいて対応している家庭のうち本事業の利用が望ましい家庭数というのがありますが、望ましいと考えるのは行政のほうで、当事者の考えはまた別だと思えます。

対象とされる「保護者にプログラムを実施」というのも結構疑問で、今でも児童相談所とか、そういう職員の方が問題を抱えた保護者の方に会おうと思っても、なかなか会えなかったり、すっぽかされたり、結構大変なのですよね。家庭を訪問しても、ドアを開けないとか、結構アクセスが大変で、それで兎相の方とか、子ども家庭支援センターがうちに、子どもに会いに来たりします。あと、親は今どんな感じかと聞きに来たりもしています。食事を出したり、お父さんやお母さんにお土産も持たせたりもするので、お弁当ですとか、食料とか、そういうところで和むというか、話しやすいとか、顔を出しやすいということもあるかと思うのですが、やはり行政の方がこのプログラムを受講しましょうと言って、さあ、来るかなと。もし来る家庭があれば、よほど前向きで、やる気がある家庭で、そういった方はそんなに悩んだり、不安を抱えたりするほどでもなく、誰かに相談して、行政の方でもいいですかね、アドバイスを受けたらすぐ立ち直るような、そんな軽い方は早々この事業に引かからないのではないかなと疑問に思えます。

でも、この事業自体は、ここに出向く人がいれば非常にいいと思うし、グループワークはとてもいいと思うので、やはり懇々と話を聞かせるのでも、なかなか気づきにくいことでも、グループワークによって気づきがあったりするし、そういう点では、いい結果が出るというふうには思います。

すみません。最後に、その隣のショートステイなのですが、ここ1日あたりの利用確保枠が4人で、1日の定員は9人という、これの意味がよく分からないのですが、9人は利用できないのですか。そこを説明してください。

【事務局】

今のショートステイ事業のほうからご説明しますと、分かりにくくてすみません。表現

の仕方、また見直しをしたいと思いますが、確保としては9人まで利用ができるようになっています。

これまでの利用状況を踏まえて、1日あたり4人程度平均して利用があると、そのような見込みで打ち立てています。

【委員】

見込みが4人なのですね。分かりました。

あと一つ、協力家庭ショートステイの1日定員一人というのは、認定されている家庭は一つしかないのですね。もっと増やせないものなのですか。

【事務局】

協力家庭ショートステイ事業については、もう少し枠としては増やしていきたい。これ今現在、制度設計を検討していきまして、来年度からスタートするということで、1以上の協力家庭の受入先を確保していきたい、そのように考えています。

【委員】

では、増やすことができれば、もう少し定員が増えるということなののでしょうか。

【事務局】

増やしていくのですが、少なくとも1枠は平均して利用があるだろうと、そのような見込みを立てています。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

基本的なところで確認なのですが、大きい数字の8ページ、人口推計の表なのですが、こちらの斜線が各年代ごとに記載されていますが、凡例だと0歳、1、2歳で数えていくと、1、2、3、4、5、6種類あるのですが、例えば・・・数を数えていくと7種類数字があるのですが、どういうふうにこれは表しているのですか。

【事務局】

事務局です。

大変申し訳ありません。12から14が9、10、11、12、14がなくて、15、16。すみません、ここが落ちています。申し訳ありません。修正いたします。

【委員】

ありがとうございます。

その上で、25ページの児童育成支援拠点事業なのですが、先ほど委員のほうからお話あったと思うのですが、量の見込みのところ。私もこれは同意見で、6歳から17歳で大体から2万5,000とか、その前後、児童数いると思うのですが、2万5,000人の児童がいる中で30人というのは少ないかと考えていたところで、では何人かというところの数字を出すところが、行政として難しい。ご意見ほかにもあったのですが、例えば1クラスに一人だったら、30分の1ですし、学年に一人ぐらいなのか。あとは各学校に一人ぐらいとか、そういった見込みは、何かしら持っていないといけないのかなと思っています。

私からは以上です。

【委員】

一緒の考え方です。今のご意見について私も同意見で、子ども家庭支援センターにつながっているというのは、かなりネグレクトとか、そういうお子さんになると思うのですが、意外と不登校児の一部というのは、おうちの環境自体はそんなに悪くは一見ないのだが、ご両親は仕事に行っていて、学校に居場所がないから家にいる。結局自分でご飯を作らなければいけないとか、そういうお子さんもいらしたりするのです。

あとはご兄弟の中で、ほかの兄弟は特に問題ないのだけど、自分だけ何か虐げられているように本人の中で思っているとかというので、結局、一見普通の家庭なのだが、その子にとっては、家庭の中に居場所がない場合もあったりするので、意外と不登校児から追ってみるというのもあるのかなというふうに思いました。

以上です。

【事務局】

すみません。委員2名から、この数字の出し方、ご意見いただきましてありがとうございます。

本当に行政の悪い癖なのかと。要するに根拠というか、ここを基にしたいというのをどうしても置きたいがために、こういう形で今回出していますが、今いただいた意見を含めまして、改めて絶対数が少ない。当然その思いとかをどうやって出すのだ。小学校に一人、それが客観的数字として正しいのか。そういう話の議論は、当然、内部でもしているところですが、改めてまた見直したいと思います。

【委員】

2点お聞きしたいのですが、まず、18ページの先ほど委員からのお話がありました地域子育て相談機関。これは概略的に考えると、子ども家庭支援センターの下に地域子育て相談機関がぶら下がっていて、それをさらに大きく包括するのが「きたハピ☆子育てあんしんステーション」という理解でよろしいでしょうか。

ということと、もう一点は24ページ、23ページにある、例えば23ページで、養育支援が特に必要な家庭に対しては、保健師・保育士・社会福祉士がそれを訪問します。2

4 ページでは、訪問支援員が訪問します。訪問支援員は委託業者に委託されるということで、そこら辺の専門性というのは分けて考えているのか。どのような形で担保を取っているのかということをお聞かせください。よろしくお願いします。

【事務局】

こども家庭センターと地域子育て相談機関と、きたハピの関係なのですが、まず資料、何ページだったかな、まず地域子育て相談機関の説明というのがあるのですが、それが18 ページ、地域子育て相談機関というの、こども家庭センターというの、いわゆる今北区では、こども家庭支援センターと、あと健康支援センター、三つあるのですが、その四つプラス、あと本庁にも窓口があるのですが、それぞれが母子保健と児童福祉と両方連携して隙間なく支援をしていこうというのが、こども家庭センターの概念でございまして、このこども家庭センターという名称なのですが、今申し上げたとおり北区というのは、こども家庭支援センターもあって、またこども家庭センターができるのも非常に区民の方に分かりにくいので、窓口名称については「きたハピ☆子育てあんしんステーション」といったものをつけさせていただくということで、まず基本的にこども家庭センター、「きたハピ☆子育てあんしんステーション」というのは、ほぼ同じものと考えていただいているかと思っています。

そこに、区内にその窓口が五つあるのですが、そこまでなかなか出向けない。そういった方のために、ぶら下がりという言い方もありなのかもしれませんが、地域子育て相談機関というのを置いて、先ほど子ども未来課長から説明ありましたが児童館、あと国のほうのマニュアルとかでは、保育園とか、幼稚園、そういったところもやってもいいのではないかと示されているようなもので思っています。

【事務局】

養育支援訪問事業、委員お見込みのとおり、こちらについては相談支援ということで、現在行っているこども家庭支援センターのケースワーカーが訪問して対応に当たる。そのように捉えていただきたいと思います。

もう一つのほうの子育て世帯訪問支援事業については、家事・育児支援も行うということで、より専門性のある支援を導入していくという位置づけになっていまして、こちらについては、NPO法人バディチームという事業者をお願いをしています。

説明は以上です。

【委員】

はい、ありがとうございます。

【会長】

どうぞ。

【委員】

26 ページの親子関係形成支援事業について、お伺いいたします。

確保方策の考え方というところで、定員10名程度のプログラムを年3回実施と書いてありますが、量の見込みの33に対して年10名程度のということは、一家庭年1回と考えるのか、もしくは参加しない方がいることも踏まえての数なのかということをお伺いしたいです。

【事務局】

先ほど委員からも、この辺りご指摘あったかと思えます。

親子関係形成支援事業については、今ご指摘のとおり、1回のプログラムで10名程度というところで。ただ、こちらの令和8から9に、なぜ1増えているのかというところに先ほどご質問ありまして、こちらについては、もう一度よく整理をしていきたいと考えています。

10名程度と言いながら、全員が必ずご出席するわけではないというところで、少し上乘せをしています。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。

【副会長】

よろしくお願いたします。

先ほどから何度も上がっていることなのですが、23ページ、24ページの(5) 養育支援訪問事業と(6) 子育て世帯訪問支援事業というのが、やはり新しいということもありまして、区別が分かりにくいということがございまして、教えていただけたらと思いません。

私は単純に、やはり量の見込みを拝見しまして、(5)のほうは800とか、900とかで多くて、(6)のほうは400ぐらいで少なく、こういう本当にないのかなというのをすごく疑問に思ったというところです。

拝見しますと、子育て世帯訪問支援事業という新しい事業は、国の方針もあると思えますが、どちらかという、(5)よりはハードルが低いといえますか、利用しやすい事業なのかと思ひまして、家事や育児を割と日常的に支援して行くということを主眼として作られたものかと思ひました。

それに対して(5)の養育支援訪問事業というのは、保健師・保育士・社会福祉士と・・・おっしゃいましたが、非常に専門性の高い人たちが助言を行うということで、それも対象が、養育支援が特に必要な家庭であるとか、子育ての不安が強く、養育が困難な家庭ということで、かなり度合いが強いのかという気がしまして、より大きな課題を抱えた家庭に対し、専門的な見地から指導していくのが、(5)の養育支援訪問事業で、それに対して(6)のほうは、そこまでではないという失礼かもしれませんが、家庭・家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭に対して、広く専門的なアドバイスというよりは育児・家事支援を日常的に行っているという意味合いで作られたものかと思ひました。

そう思いますと、(6)の子育て世帯訪問支援事業は、もっともっと利用があってもおかしくないのかという気がしまして、あえて家事・育児支援を別立てにしたということは、

そういうことに対するニーズがあるだろうという予想の下だと思imasるので、もちろんそのような見込みを考える根拠が必要だと思っているのですが、これまでのものよりも増えていくことを想定して、安定事業として・・・したものかと思えました。

ということで、量の見込みの・・・難しいと思うのですが、(6)の400ぐらいというのは、少ないのではないかと思っただけ、感想です。

以上です。

【事務局】

子ども家庭支援センターです。ありがとうございます。

養育支援訪問事業については、既に子ども家庭支援センターのケースワークの中でつながっている件数も多くあります。

こちらについては、逆に、どちらかという助言や指導や相談というところでは、件数としては、こなすことがまだ可能だということで認識しては、むしろ、こちらの子育て世帯訪問支援事業、こちらについては、本当に子どもの抱き方も分からない、そういったきめ細やかな支援を伴うというところでは、数をこなすというのがなかなか難しい。逆に、そういった事業であると認識しています。

ケースをこなすという表現が適切かは分からないのですが、回すということでは、なかなかしっかりとその家庭に寄り添って、助言を行いながら家事や育児の手ほどきもしていくという、より専門性、きめ細やかな対応が求められている、そういった事業になっては、数としてはこちらのほうが少なくという見込みを立てています。

むしろ、5番の養育支援訪問事業、こちらについては、なるべくケースワーカーが多く訪問することで、少しでも多くのご家庭がつながるように進めてまいりたいということから、見込みの数も多くなっている、そのような状況です。

以上です。

【副会長】

ありがとうございました。理解できました。

つまり、これはニーズを反映して、どれぐらいの提供できるかということも含めてということなのですね。

利用実績ということは、これまでの利用がこれだけあったということになって、可能な提供数を読み込んだ量の見込みということですね。分かりました。ありがとうございます。

【委員】

念のため確認なのですが、今のご説明だと、提供できるサービス量から逆算したみたいなお話だったのですが、量の見込みというのは必要な家庭だったり、必要な児童から計算したものではなくて、あくまで、今提供できる契約の範囲内だったり、物量から逆算したものということによろしいですか。

【事務局】

すみません。私の説明も行き届かず、申し訳ありません。

昨年度までのニーズも視野に入れて、こちらの量のほうは、確保見込みを打ち出しています。実績も踏まえてというところも、補足します。

【委員】

新たな事業を国のほうで、二つの事業を上げるということですが、そのタイミングで、先ほどのお話あったように新たな事業だったり、この事業を活動して、これまで使っていなかった方もというのか、そういった考えはいかがでしょうか。

【事務局】

今いただいたご意見も視野に入れて、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。

新しい事業ですので、皆さんもいろいろ分からないところがたくさんおありになったと思いますし、どうでしょうか。

ほかにはご質問、ご意見等よろしいですか。

それでは、次第の2のほうは以上ということにしまして、それでは最後、次第の3ですが、その他ということですが、事務局からご連絡はありますでしょうか。

【事務局】

事務局です。

ありがとうございました。まずは、先ほどの報告事項のところの事業計画、ご意見をありがとうございました。

特に数値です。新規事業のところの数値の出し方については、一度精査をして、次回お示ししたいと思います。よろしく願います。

その他ということで、お手元に子どもの権利と幸せに関する条例に対するハンドブックをお配りしています。昨年度は、この会議で非常に活発にご議論いただきました子どもの権利と幸せに関する条例、3月の議会で議決をして、4月1日から施行されています。本来であれば、何かペーパーを用意して、こういうことをやっていると言いたいんですけど、議会報告書もございまして、それは口頭でのご報告とします。

現在、この条例が施行されたことを踏まえまして、幾つか形になるようなものが体制として形になるものが出来上がってまいりました。これは後ほどご覧いただけたらと思うのですが、まず、子どもの権利の擁護ということで、権利擁護委員2名を7月1日付で弁護士2名の方に委嘱しています。9月、一応、今の時点では10日に、権利相談の窓口を設置する予定です。

まず、窓口のうちの会計年度任用職員、いわゆるアルバイトという形ですが、子どもに関する児童館ですとか、そういったところで働いたことのある経験豊富な職員が、まず窓口となって相談の電話を受ける。それについては、全て弁護士である子どもの権利擁護委員のほうにお伝えをするということで、対応策等を考えていくという流れになっています。

権利擁護委員は常に役所等にいるわけではなくて、月に数回来ていただいて、例えばそういうケースの検討をすとか、対応策の検討することを含めて来ていただくというイメージでいます。

これが一つ、権利擁護ための委員の委嘱と相談窓口の設置です。

この後ろですかね。こちらにも、一応窓口のことが書いてございます。

それと併せて、この会議だけではないですが、区が子どもの権利のための取組としてしっかり取り組んでいるか、ないがしろにしていらないかというところを含めた検証を行うという意味で、子どもの権利委員会を設置します。

学識経験者の座長、委員長を含めて、地域の青少年の代表ということで委員にも入っていただいたという話になってはいますが、この区立学校代表等々を含めた審議会を設置しまして、権利の取組がきちんとできているかどうかを検証するというものです。

子ども権利委員会については、権利条約があるような自治体はおおむね持っているところなのですが、北区ならではということをおもったところ、実際に権利の主体である子ども医療ということで、今日は阿久津校長先生もお見えになってはいますが、区立の中学校のほうからこの審議会に入ってみないかということをお声がけしたところ、10名応募がありました。生徒さんが出ていただきます。

実際に子どもにも、権利の主体である子どもにも、実際に取組についての意見を聞こうということをおもっているところです。こちらについては、10月10日に第一回目を想定しています。

これらの取組全般については、当然、子ども・子育て会議にも、次回からお示しできると思っておりますので、整理したものを次回改めてお示しします。

権利と幸せに関する条例のPRという意味でも、三つの小中学校の校舎長会ですとか、PTA連合会の研修会、それから青少年地区委員会での協議会。そういったところでのPRもしているところです。

少しでも、まずは知っていただくというところが今年の大きな課題となっていて、今後あらゆる場面を捉えて、こういったところのPRしてまいりたいというふうにおもっているところです。

口頭で大変申し訳ございませんが、報告は以上です。

【会長】

ご説明ありがとうございました。

子ども権利擁護委員の職務、あるいは権利委員会の話もありましたが、何かご質問がありましたらお願いいたします。

【委員】

すみません、一つ。今日これを初めて見たのですが、ハンドブックというよりリーフレットみたいな薄いものかと思ったのですが。これ、子育て中の大人向けということで、子育て中の若い方には、この細かい字が普通に読めるのでしょうか、私たち子ども支援をやっているような者は、50代も60代も70代も80歳もいるのです。文字がものすごく細かくて、読むのが大変で、大きいほうのフォントは本当に分かりやすくていいのですが、

小さいほうが小さ過ぎて読みにくいというか、よほど読む気にならないと目に入ってこないということがあるので。

子どもに関わる人は80歳くらいまで、幅広いのですよ、本当に。習い事だって、先生、60代、70代はざらにいらっしゃるでしょうし、何か機会があれば、もう少し字を大きくしていただかないと、区民の方もなかなか若い人以外は読まないのではないかと思います。

それから、区民の方への条例の周知について、いろいろこれからやっていただけるということで、非常に期待するところですが、私の周囲の子どもに、この条例について話すと誰も知らないのです。それで4月1日の北区ニュース、せっかくきれいな色で、カラーで分かりやすいものを出していただいたのですが、それが家庭で話題になっていることもないようで、非常に残念というか、PTA向けの何かイベントとか、講演会も企画しているようなお話なのですが、子どもたち向けにも、学校で年に1回は必ずみんなで読み合わせるとか、子どもたち自身が自分の権利について、あるいは誰にSOSを出せるかということについて、知る機会を設けていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】

すみません。字の大きさについては、今後検討ということと、あとパソコン等で見る場合は、若干大きく見られるかと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

後段のほうです。確かに4月1日号で、そのニュースは非常にセンセーショナルという大げさですが、取扱いとしては、よく皆さんが目にしていただいたというところでは把握をしているところです。

それを続けていくのはなかなか難しいところで、今あらゆるところで手を打っていると。先ほどご紹介した校舎長会へのご紹介だけでなく、もう既に区立の小学校、中学校のPTA連合会による研修会では、もう実施をして、お話をしています。

今後、学校のほうに出向いて、出前講座という形で今年度も実施をしていくと。それは小学校、中学校でやっていくと。

それから、児童館まつり等でのPRも考えています。

あわせて、そのときにこういった商材だけでは、とてもほかの自治体ではしようがないので、低学年用と高学年用、それから中学生以上用ぐらいのものをもう少し。例えばイラストを増やすとか、より親しみやすい素材を用いたものを作っていくというものは、現在進めています。秋口ぐらいには、確実に出回れるようにと思っています。

それと、紙の時代ではないというのは、今、区長も言っていますが、そういう意味では、PRの動画というのを作るということを今取り組んでいまして、PRの動画を大人が作ってもしようがないので、子どもたちに合わせるということで、これは近日中に、中学校の生徒さんが出演していただいて、企画から立てていただいて、そういった動画を作ると。長々とした動画などは作っても見やしないので、30秒以内の動画を幾つか作る。要するに、今の子どもたちの発想でやってもらう。子どもにも権利の主体としての意識を持ってもらうということを考えているところです。

作った動画は、今、一人1台端末がありますので、そういったところからもアクセスというか、見られるようにしているということを現在考えているところです。

【会長】

ありがとうございます。
ほかに何か。どうぞ。

【委員】

中学校のほうで、今、子どもの権利と幸せに関する条例のプロモーションビデオとか、いろいろな形で参画して、子どもたちが、今まではこういうものというのは大人から与えられるものだという考え方なのですが、随分意識が変わってきました。生徒会を中心にして、どうやったらこれを伝えられるのかということで、端末などがありますので、子どもたちが非常に意欲的に取り組んで、特にプロモーションビデオを作成するとか、そういった形でやってくださっていることは、本当にありがたいと思っています。

本当に雰囲気が変わってきました。その雰囲気が変わることによって教員も変わりますし、そういう面ではありがたいですし、またこれからも、またさらにいろいろな会議があるということで、非常に子どもたちも楽しみにしているというのが今の現状です。

【委員】

この会議に直接関係ないので、最後の最後にお伺いしたいのですが。

実は先日、福祉の関係の講演会に参加してまして、山田区長も途中からご参加いただいて、お話の中に入ってきたのですが、そのとき福祉の関係の話として、有名なゆりかごから墓場までというのがありますよね。言葉が出てきて、いろいろそのことについて話し合ったのですが。例えば今回、出産ということその席でも山田区長がおっしゃっていて、出産にも支援していく、しっかりサポートしていくのだという話がありました。

北区は、かつて花川さんの時代に、子育てするなら北区が一番でしたか、そういうようなキャッチフレーズでやっていましたが、出産まで入れたことについて、何かこれから、今日、明日ではないですが、そういうことも力を入れて行くのだという意味のキャッチフレーズとか、何か考える、そういうお気持ちはありますか。今すぐどうこうではないですが。

【事務局】

すみません。こども家庭センターという先ほどの計画の中でもいろいろ出てきたのですが、どういう発想かという、今までは母子保健の部門と児童福祉の部門というのが、北区はそんなこともなかったのですが、生まれる前というのはどうしても母子保健の健康支援センターの保健師さんがいろいろ中心になって支援する、そこで課題が見つかる。けど、その課題が児童福祉のほうにきちんと引き継がれない、そういったことがあって、北区のほうでも、そういった子ども家庭センターの考えを受けまして、今年度からそういった両部門の合同の会議をやって、いろいろケース、課題がある方、支援が必要な方について情報共有して、両者で一緒になって支援していこうといった取組を行っているところです。

そういったことが、分かりやすく区民の方に伝わるといのはとても重要なことなので、要は、北区は大丈夫ですよということが区民の方に伝わるように、それがキャッチコピーなのか、それはいろいろあろうかと思うのですが、そういったことがきちんと取組ができ

ていて、安心してくださいますということが伝わるようなことは考えていきたいと思ひます。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今日のお話を伺ってのお願いなのですが、例えば、今日も何人かの方からもご意見が出ましたが、例えば利用者支援事業、資料で言いますと17ページから19ページにかけてのところの例えば特定型、基本型、それから地域子育て相談機関とか、私も何度読んでもなかなか区別ができなかったのです。ですから、もし可能でしたら、例えば図に書いていただくとか、その関係性を表していただく。

それから、今日もう一つ結構議論が出ました養育支援訪問事業と、それから子育て世帯訪問支援事業。これも非常に分かりにくいので、こういったものの違いを、あるいは特徴をこう書いていただく。なかなかお忙しい中、大変だと思うのですが、そういうふうにしていただくと分かりやすいかなということと。それから、子どもの権利と幸せに関する条例は、こういうパンフレットを作っていただいて、とてもありがたいと思うのですが、今日、ご報告があったことを簡条書でもいいので、報告事項として当日配付でもいいので机の上に置いていただくと、理解がより進むかと思ひました。

いろいろとお願いばかりして申し訳ありません。

それでは、ほかにいかがでしょうか。事務局、あるいは委員の皆様から何かありますでしょうか。

ご連絡等、よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第2回北区子ども・子育て会議を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。